

熊本県公報

第 1 0 9 2 5 号
平成 14 年 12 月 20 日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 自転車歩行者専用道路の指定……………(道路維持課) 1
- 道路の供用開始……………(") 2
- "……………(") 2
- "……………(") 3
- 第 38 期熊本県地方労働委員会委員の補欠委員の推薦……………(労働雇用課) 3
- 公有水面埋立免許の出願……………(漁港課) 8
- "……………(") 10
- 生活保護法による介護機関の指定……………(医務福祉課) 11
- 生活保護法による指定介護機関の変更……………(") 11
- 熊本県景観条例による特定施設届出地区指定の一部改正……………(都市計画課) 12
- "……………(") 12
- "……………(") 12
- 道路の区域変更……………(道路維持課) 12
- 道路の供用開始……………(") 12
- "……………(") 13
- 平成 15 年度産業開発青年隊訓練所隊員の 2 次募集……………(監理課) 13

公 告

- 開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(商工政策課) 14
- "……………(") 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(") 15
- 土地区画整理事業の事業計画の変更……………(都市計画課) 15
- 換地計画の決定……………(農地建設課) 16
- "……………(") 16
- 建設業法第 28 条第 3 項に基づく監督処分……………(監理課) 16

登 載 依 頼

- 熊本県立特殊教育学校の部、科、学科及び修業年限に関する規則の一
部を改正する規則……………(教育委員会) 17
- 高齢者保健福祉推進委員会の会議の開催……………(高齢者保健福祉推進委員会) 17
- 菊池地区やさしいまちづくり推進協議会の会議の開催
……………(菊池地区やさしいまちづくり推進協議会) 17

告 示

熊本県告示第 974 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 7 第 2 項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成 14 年 12 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分等

道路の種類	路 線 名	指 定 す る 道 路 の 部 分	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般県道	湯前人吉 自転車道線	球磨郡須恵村字中島球磨川左岸堤外地内	4.4 ～ 4.7	224.6

一般県道	湯前人吉 自転車道線	球磨郡須恵村字中島球磨川左岸堤外地内	4.4 ～ 4.8	222.8
”	”	球磨郡須恵村字中島球磨川左岸堤外地先から 同 所 字川瀬球磨川左岸堤外地先まで	4.4 ～ 4.8	441.5
”	”	球磨郡免田町甲字二子球磨川左岸堤外地先から 同 所 字屋敷田球磨川左岸堤外地先まで	4.8	92.0
”	”	球磨郡免田町甲字屋敷田球磨川左岸堤内地内	4.7	10.4
”	”	球磨郡深田村南字一丁田球磨川左岸堤内地内	4.7	97.4
”	”	球磨郡深田村南字一丁田球磨川左岸堤外地内	4.4 ～ 4.7	522.5
”	”	球磨郡深田村南字一丁田球磨川左岸堤外地内	4.4 ～ 4.7	197.8

2 指定する期日 平成14年12月20日

熊本県告示第975号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成14年12月20日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年12月20日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名八女線	玉名市大字玉名字晩次郎 2042番2地先から 同 所 同 字 2061番4地先まで	114.8	単道改
”	荒尾南関線	荒尾市平山字早稲田 956番1地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	10.8	編入区域 供用開始

2 供用開始する期日 平成14年12月20日

熊本県告示第976号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成14年12月20日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年12月20日

熊本県知事 潮谷 義子